告示

埼玉県告示第千六百二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十八年十二月二十日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　大規模小売店舗の名称及び所在地

東武ストア北坂戸店

埼玉県坂戸市末広町二番地

二　大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

東武鉄道株式会社　代表取締役　根津嘉澄

東京都墨田区押上一丁目一番二号

三　大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となった日

平成二十八年十一月三十日